

鹿児島監督署だより 第4号

鹿児島労働基準監督署 平成27年8月



**就業規則で基本的な労働条件を周知しましょう。 労働基準法第89条、106条
就業規則の届出（変更届）はお済みですか？**

当署には労働条件関係のご相談が、昨年1年間に3,821件（1日あたり16件）と非常に多く、中でも労働時間「残業が多い・休憩がとれない等」のご相談が789件（全体の2割）、賃金「払われない・約束より少ない・納得できない控除がある・退職金や賞与が払われない」のご相談が631件（17%）、解雇のご相談が486件（13%）と、この3つで全体の半分以上を占めています。

創刊号で雇入時の労働条件通知書の交付（労働基準法第15条）をご案内しましたが、労働者数がパート・アルバイトも含めて10人以上になる事業場では、就業規則を作成し、これを①常時作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける、②労働者に交付する、③作業場に労働者が就業規則を常時確認できる電子機器を設置する、のいずれかの方法で、労働者に周知する義務もあります。

就業規則によって、賃金の計算方法や、退職金・賞与の支給基準がはっきり周知されていれば、「自分だけ払われないのでは？」という疑問や不満が、トラブルになる前に解消でき、安心して働ける明るい職場がうまれます。

就業規則に記載が必要な労働条件は次の項目で、最初に作成したときのほか、変更時にも、労働者代表の意見書を添付して、所轄の監督署に届出が必要です。

- 始業・終業の時刻（交替勤務について）、休憩時間、休日、年次有給休暇
- 賃金の計算方法、手当の支給基準、支払方法、締切日・支払日、（控除・負担がある場合はその規定）、昇給に関する事項
- 退職、解雇の事由 退職金や賞与等がある場合は、支給基準、支払時期と方法
- 表彰、懲戒（制裁）を行う場合は、その種類と程度

今号の様式 就業規則（変更）届

常時使用する労働者が10人以上の事業場は、就業規則の作成時と、変更時に、所轄の監督署に届出が必要です。届出には、①就業規則（賃金規定などの別規定も含む。一部変更の場合は、変更条文の新旧対照表でも可）、②労働者代表から事業場の代表者あての意見書、③就業規則（変更）届（鑑）の3点が必要です。変更届が漏れていないか、確認しましょう。

② 就業規則意見書の様式は http://kagoshima-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/var/rev0/0108/9966/yoshiki11_0402.doc

③ 就業規則（変更）届の様式は http://kagoshima-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/var/rev0/0108/9963/yoshiki11_0401.doc

9月は労働衛生週間準備月間です。

10月1日(木)～7日(水)までの全国労働衛生週間に先立ち、準備月間の9月中に、鹿児島県労働基準協会が8会場に分けて、各会員を対象とした労働衛生週間説明会を開催します。全国労働衛生週間は66回目を迎え、今年のスローガンは「職場発！心と体の健康チェック はじまる 広がる健康職場」です。労働衛生週間説明会では、労働者の健康確保に向けた取組のほかに、労働安全衛生法の主な改正点などをご説明します。労働衛生の分野で全産業に関係する改正点は次の2点です。

- 受動喫煙防止処置が努力義務になります。中小企業事業主が喫煙室を設置する場合、費用の1/2(上限200万円)の助成を受けることができます。詳しくは次のURLを参照。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigousya/kitsuenboushi/>
- 今年12月から、常時使用する労働者に対して、1年ごとに1回定期的に、ストレスチェックを実施することが義務付け(労働者数50人未満の事業場は、当分の間努力義務)られます。労働者数50人以上の事業場においては、今年12月から来年11月末までの1年間に1回、ストレスチェックを実施していただくこととなります。ストレスチェック制度をはじめ、メンタルヘルス対策については、厚生労働省HP「働く人のメンタルヘルスポータルサイトこころの耳」<http://kokoro.mhlw.go.jp/> をご覧下さい。

1年に1回、定期健康診断を実施し、結果の個人票は5年間保存しましょう。

詳しくは、次号で、ご紹介します。

管内の労働災害発生状況

27年6月末現在

(死亡者数) 26年6月末と比較した増減

全産業 353件 (0人) +14 (-7)

製造業 59件 (0) -6 (0)

建設業 56件 (0) +12 (-2)

陸上貨物運送事業 57件 (0) +4 (-2)

第三次産業 153件 (0) +10 (-2)

(小売業・社会福祉施設・飲食店・旅館業など)

死亡は0。製造業以外は、増加しています。

次号(10月頃)の予定

- ・定期健康診断について
- ・鹿児島県最低賃金の改正について
- ・今号の様式
健康診断結果報告



お問合せは 鹿児島労働基準監督署 担当 平松
鹿児島市薬師1丁目6番3号 TEL099-214-9175 音声案内④